

失業の認定回数の変遷

| 制定・改正年           | 認定回数   |                                      | 備 考                |
|------------------|--------|--------------------------------------|--------------------|
|                  | 原 則    | 特 例                                  |                    |
| 昭和22年<br>(失業保険法) | 1週間に2回 | 1週間に1回<br>2週間に1回<br>3週間に1回<br>4週間に1回 |                    |
| 昭和24年            | 同上     | 同上                                   | 特例の基準の変更           |
| 昭和25年            | 同上     | 同上                                   | 特例の基準の変更           |
| 昭和30年            | 同上     | 同上                                   | 特例の基準の変更           |
| 昭和38年            | 1週間に1回 | 2週間に1回<br>3週間に1回<br>4週間に1回           | 公共職業訓練等の受講者は1ヶ月に1回 |
| 昭和44年            | 2週間に1回 | 3週間に1回<br>4週間に1回                     |                    |
| 昭和49年<br>(雇用保険法) | 4週間に1回 |                                      |                    |

# 諸外国の失業認定の方法

## ドイツ

- ①雇用者は、雇用関係が終了する時期を知った時点で(少なくとも失業発生の初日まで)、雇用機関を訪問する。
  - ②求職者は申請用紙に記入し、職歴証明書等の必要書類とともに提出する。  
また、自己都合による離職の場合等は、別紙にその原因を詳細に記載する。
  - ③雇用機関は最初の面談を行い、職歴や過去の就労行動を聞き取る他、求職者の信頼性や勤労意欲を確認する。
  - ④給付部門と紹介部門は、相互の情報システムにアクセスすることができ、求職者の最新の状況を知ることができる。  
また、一方の部門にとって重要な意味を持つ事実に関する情報が得られた場合は、相互に通知し合い連携をとっている。
  - ⑤その後も求職者は、雇用機関の要請に応じて出頭し、失業から脱却するための自己努力を証明する義務を負う。  
また、雇用機関は、求職者の自己努力に根拠ある疑念がある場合には、裏付けを請求することができる(例: 求職の申込みが行われたことに関する雇用主の確認。)
- 数ヶ月に一度といった定期的な訪問出頭期日はない。
  - 雇用機関の要請があれば、医師や心理療法士の診察も受けなければならない。
  - 自己努力を証明しない場合又は出頭、届出義務に従わない場合は、給付制限の対象となる。
  - 雇用機関の提案に即座に従えるように、求職者は毎日、その住所の所在地で連絡が取れなければならない、通常の時間帯に郵便物を受けとれるようにしていなければならない。

## フランス

- ①求職者は、住所地のASSEDIC(商工業雇用協会)に求職者登録を行う。受理の7日後から給付を開始する。
- ②求職者は、1ヶ月に一度、インターネット、電話等の方法により、自己の行った求職活動を申告し、ANPE(全国雇用機関)に労働の意思を表明する(実際に事務所に行く必要はない。)
- ③6ヶ月に一度、ANPEを訪問し、求職活動の状況を説明する。
- ④ASSEDICはANPEからの報告をもとに、毎月初に失業保険の給付を行う。